

名古屋市自転車の 安全で適正な利用の 促進に関する条例が 平成29年4月1日から 施行されました。

条例の目的

自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これに基づく自転車の安全で適正な利用に関する施策を実施し、交通の安全の確保及び自転車事故による被害者の保護を図る。

条例の3つの柱

交通安全教育 の充実

地域・家庭・職場での交通安全教育に努めましょう。

自転車損害賠償 保険等の加入義務化

(平成29年10月1日施行)

自転車を利用する方は、自転車損害賠償保険等に必ず加入しましょう。

高齢者の ヘルメット着用

65歳以上の方は乗車用ヘルメットの着用に努めましょう。

また、次のとおりそれぞれの責務が定められています。

自転車利用者

- 交通ルールを守りましょう。
- 自転車の利用に必要な知識を習得しましょう。
- 歩行者が著しく多い歩道は、押して歩くなど歩行者の安全に特に配慮しましょう。
- 両側面に反射材をつけるなど安全性に配慮した自転車に乗りましょう。
- 自転車は定期的に点検し、必要な整備をしましょう。
- 自転車損害賠償保険等に加入しましょう。
- 高齢者は乗車用ヘルメットを着用しましょう。

事業者等

- 通勤及び事業活動において自転車を使用する従業員に、自転車の安全適正利用に関する研修、情報提供などを実施しましょう。
- 事業活動で従業員等が自転車を利用する場合は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めましょう。

市民

- 交通事故を防止するため、自転車の安全適正利用について理解を深めましょう。

保護者

- 子どもに対して自転車の安全な利用について教えましょう。
- 子どもが利用する自転車の定期的な点検・整備を行いましょう。
- 子どもが自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

学校長

- 学校長は、発達段階に応じた自転車の安全適正利用に関する教育、啓発、指導を実施しましょう。
- 大学・専修学校等の長は、自転車の安全適正利用に関する教育、啓発、指導を実施しましょう。

自転車小売店等

- 安全性の向上が図られた自転車を販売しましょう。
- 自転車の安全適正利用に関する啓発をしましょう。
- 自転車貸出業者は、安全性の向上が図られた自転車を貸出すとともに貸出時に安全適正利用に関する啓発をしましょう。

自動車運転者・歩行者

- 自動車及び原動機付自転車の運転者は、自転車 が車両であることに留意し、安全に配慮して通行 しましょう。
- 歩行者は、自転車が歩道を通行できる場合においては、自転車が車道寄りを徐行して通行することに留意して通行しましょう。

市

- 自転車の安全適正利用に関する教育・啓発を行います。
- 自転車の安全適正利用に関する活動の支援を行います。
- 安全性の向上が図られた自転車の利用促進を行います。
- 自転車の定期的な点検・整備の促進を行います。
- 関係機関及び関係団体と緊密に連携し、必要な協力を求めます。
- 市民、関係機関等と連携して自転車の通行環境の整備を行います。
- 交通安全教育に関連する事業者が実施する自転車の安全適正利用に資する活動の支援を行います。